

# 第3章 被災自治体への職員派遣



気仙沼大島大橋 宮城県気仙沼市（平成30年4月供用開始）

- 第1節 岩手県への職員派遣
- 第2節 宮城県及び県内市への職員派遣
- 第3節 福島県への職員派遣

平成23年3月の東日本大震災発災直後から、都では、被災地のニーズを確認しながら職員を短期で派遣し、医療救護やライフラインの応急復旧、避難所の運営支援などの応急対策支援に取り組んだ。

その後、被災自治体の行政機能の回復とともに、人的支援のニーズは、地域の生活基盤を支えるインフラの本格復旧や被災者の生活再建策の企画・実施など、復興を見据えた本格復旧対策へ移行してきたが、被災地のマンパワー不足は深刻な状況にあった。こうした状況を受け、被災自治体や全国知事会等からの職員派遣要請等に基づき、東日本大震災の被災自治体に対して、事務職及び技術職の職員（東京都監理団体（当時。平成31年4月以降は東京都政策連携団体）の職員を含む。）を中長期で派遣を行うこととした。

本章では、東日本大震災の災害復旧・復興に係る人的支援について、主な実績、成果等を紹介する。

## 第1節 岩手県への職員派遣

### 1 道路・河川等

岩手県では、太平洋に面する12の市町村全てが東日本大震災津波の被害に遭っている。その被害は甚大で、港湾・河川・道路施設に限らず、街全体が壊滅状態に見舞われた地域が数多くある。

#### (1) 沿岸広域振興局 土木部（平成23年度～令和2年度）

##### ア 組織概要

沿岸広域振興局土木部は、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町及び田野畑村の4市4町1村を管轄し、地域振興施策の企画調整、県管理の道路・河川・砂防・港湾・海岸・日向ダム等の建設・維持管理、県の公共事業に係る用地取得、建設業の許可・経営審査、屋外広告物の許可、県営住宅の入居許可・管理、建築物の審査・指導等を行っている。

都職員は派遣当初の平成23年6月に「道路整備課」の道路復旧班に3名、「河川港湾課」の河川復旧班に3名の6名が配属され、沿岸広域振興局管轄の中で釜石市・大槌町の担当として復旧・復興業務を行った。

都職員は主として、「災害復旧」業務を担当した。具体的な業務は、①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく各申請書の作成、②災害査定準備に伴う積算・設計業務、③国土交通省及び県との調整、④災害査定の立会い、⑤実施設計書及び入札添付書類の作成、⑥災害査定完了後の工事の積算、発注、工事監督等である。

##### ・主な担当事業

岩手県沿岸広域振興局管内（釜石市、大槌町）の国の災害査定（申請件数78件：平成23年度中に終了）

〈釜石市内〉

- ①小白浜海岸防潮堤・水門 災害復旧工事
- ②甲子川水門 災害復旧工事
- ③水海海岸防潮堤 災害復旧工事
- ④釜石港防潮堤 災害復旧工事
- ⑤鶴住居川水門 災害復旧工事
- ⑥片岸海岸防潮堤 災害復旧工事

〈大槌町内〉

- ⑦大槌川水門 災害復旧工事
- ⑧小槌川水門 災害復旧工事



・派遣職員数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 /R元	R2
派遣人数	6	4	3	3	3	2	2	2	2	2

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は平成24年1月1日時点）

イ 主な成果

(ア) 小白浜海岸防潮堤・水門 災害復旧工事（平成24年度～平成30年度）

本工事は、小白浜海岸において、水門を従前の位置から約85m海側にシフトし、防潮堤433m、水門2門、<sup>りっこう</sup>陸閘1基を設置した。平成25年3月12日に着工、平成31年3月15日に竣工した。



小白浜海岸の被害直後（平成23年4月）



小白浜海岸水門の復旧・復興状況（令和元年11月）

(イ) 釜石港防潮堤 災害復旧工事（平成 24 年度～平成 30 年度）

本工事は、釜石港内において既設防潮堤の位置に設計津波水位<sup>※</sup>に 6.1m の高さをかさ上げした防潮堤 1,218m に陸閘 7 基、水門 1 門を設置した。平成 25 年 3 月 7 日に着工、平成 30 年 12 月 21 日に竣工した。

※設計津波水位：数十年～百数十年に一度程度発生する規模の津波に対して海岸堤防等の高さを検討する上での目安となる水位



釜石港防潮堤被災状況（平成 24 年 7 月）



釜石港防潮堤水門（令和元年 7 月）

(ウ) 片岸海岸防潮堤 災害復旧工事（平成 25 年度～令和元年度）

平成 25 年 8 月 28 日から本格的な工事が開始され、防潮堤 818.3m 及び桶門 1 基を整備し、令和元年 9 月 27 日の工事完成まで、足掛け 6 年余りの期間を要した。

本来、海岸防潮堤の整備は、土地収用法の適用を受けないところ、早期の復興を目的とした適用事例のモデルケースに指定され、通常では土地収用までの手続に 3 年程度がかかるところ、1 年程度と大幅に短縮された。



片岸海岸被災後（平成 23 年 4 月）



片岸海岸防潮堤復旧工事竣工（令和 2 年 1 月）

### (工) 大槌川水門 災害復旧工事（平成 25 年度～令和 3 年度）

大槌川水門災害復旧工事は、平成 26 年 3 月から防潮堤と水門 4 門を新設する工事で、新計画堤防高を TP<sup>\*</sup> + 14.5m に設定し、延長 148m、防潮堤 300m を一体的に整備し、令和 3 年 3 月の竣工まで、足掛け 7 年余りの工事期間を要した。

本工事は、隣接する小槌川水門のかさ上げ復旧工事と同時並行で行う災害復旧工事であった。

※ TP：東京湾平均海面（Tokyo Peil：TP）を 0m とした日本の標高（海拔高度）の基準面のことである。



大槌川・小槌川被災後状況（平成 26 年 4 月）



大槌川水門 完成（令和 3 年 3 月）

### 〈海岸防潮堤工事への支援に感謝する会〉

東日本大震災からの復旧事業として、県が復旧工事を進めてきた釜石市と大槌町の防潮堤（小白浜海岸、釜石港海岸、水海海岸及び片岸海岸）が全て完成し、令和元年 10 月 9 日、釜石市の片岸海岸で、整備事業に携わってきた県外からの応援職員に感謝する会が開かれた。これまでに東京都や静岡県、福岡県から防潮堤の復旧工事に加わった応援職員は延べ約 160 人。感謝の会は工事を発注した県が主催し、関係者約 50 人が出席した。

県が釜石市と大槌町で復旧整備した防潮堤は、延長約 2.8 km にも及びそれぞれの防潮堤に設置された感謝のプレートには、支援した 1 都 2 県への感謝の思いが刻まれている。

岩手県沿岸広域振興局長は「我々だけでは到底成し遂げることが出来なかった大工事を完成に導いてくださった皆様に、お礼を申し上げます。」と感謝の言葉を述べ、感謝状が贈られた。



記念プレートと都職員の記念撮影（令和元年 10 月 9 日）

### 派遣職員の声

● 災害後の一日も早い復旧・復興に向けて、住民の方々にとって何が最善策なのか、しっかりとしたビジョンを災害が起こる前に作成しておくことが大切であると感じた。

復興がなかなか進まない理由の一つに、防潮堤の高さが決まらない＝河川堤防の高さが決まらないことがある。河川堤防の高さは地域の基盤を整備していくうえで基礎となるもので、街づくりを左右する重要事項である。

行政としては想定できるあらゆる災害について、最大の被害状況をシミュレーションし、災害が起きた際の復興ビジョンを策定しておくことが重要であると感じた。

被災地の災害復旧事業はそれぞれの現場で多くの難しい課題を抱えながらも官民一体となって、事業完了に向けて邁進している。被災後には多くのマンパワーが必要とされる。

災害時には民間の活力を行政に取り込み、有効活用することが建設行政の効率化や被災自治体のマンパワー不足を補うこととなると感じた。

- 職場近くの仮設住宅で生活しているが、付近の方々に挨拶すると「釜石のためにありがとう。」と言ってくださる方が多く、この街のためにできる限りがんばろうと決意を新たにした。
- 地元には、事業に反対している方もいた。その方と話していくと、例えば、大きな河川については防潮堤が途切れるから不安に思われていたが、「岩手県ではそのようなところは水門を整備するので大丈夫です。」と説明したところ、納得してくれた。基礎的なところも含めて粘り強く分かりやすく説明することが必要だと思った。
- 今年度（令和元年度）半ばに、所管する全ての海岸防潮堤が完成し、岩手県沿岸広域振興局が支援都県、今まで携わった全ての派遣職員に対し、感謝する会を催してくれた。防潮堤に設置された感謝のプレートを現場で目にするたびに誇らしく思うとともに、肩の荷が下りた気もする。

## 2 港湾・漁港施設

岩手県の沿岸約700kmの海岸線には、12市町村111の漁港があり、約6kmに1港と全国2位の漁港密度（漁港間平均距離）を誇っている。今回の震災では、その全てが津波被害に遭うとともに、多くの地域において、街全体が壊滅状態となった。

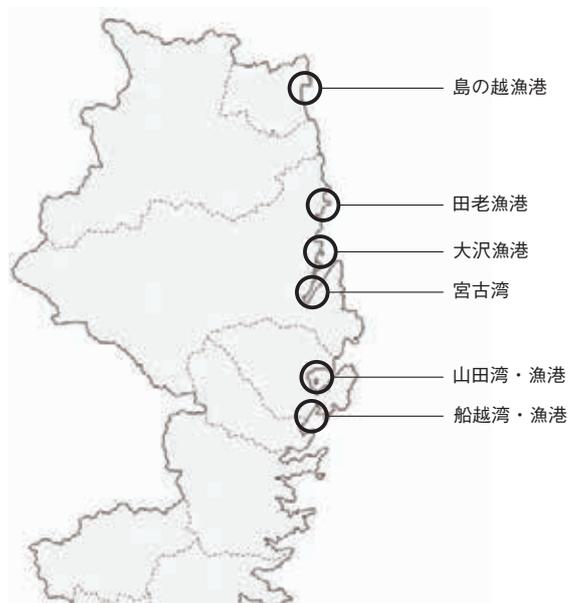
### (1) 沿岸広域振興局 水産部 宮古水産振興センター（平成23年度～平成24年度）

#### ア 組織概要

沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港漁村課は、宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村の1市2町1村にある31漁港を管轄し、水産業の健全な発展及び漁村の生活改善のため、水産庁の国費補助を受けて、漁港施設の整備、漁礁の設置及び増殖礁の設置・造成等による漁場の整備、漁村の生活環境施設の整備を行っている。

都職員は、平成23年6月に整備計画チームに1名が配属され、管轄する漁港施設の災害復旧業務を行った。主な業務内容とは、①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく各申請書の作成、②災害査定準備に伴う積算・設計業務、③水産庁及び県農林水産部との調整、④災害査定の立会、⑤実施設計書及び入札添付書類の作成、⑥災害査定完了後の工事の積算・発注・工事監督、⑦応急復旧工事（漁港内災害廃棄物（漁船、漁網、自動車、倒壊家屋、コンクリートの塊などの堆積物）の撤去）の工事監督等である。

宮古振興センター管内漁港位置図



#### ・主な担当業務

- ①岩手県沿岸広域振興局宮古振興センター管内31漁港の国の災害査定  
(申請件数1,392件：平成23年中に終了)
- ②漁港や海岸保全施設の応急的復旧工事
  - ・田老漁港など岸壁、物揚場のかさ上げ復旧工事
  - ・大沢漁港など堤防の仮締切工事
  - ・島の越漁港など防波堤の仮復旧工事
- ③漁港や海岸保全施設の復旧・整備
  - ・田老漁港、島の越漁港など本格復旧工事
- ④漁港・漁場調査及び災害廃棄物の撤去により、水産業（漁業・養殖業）の操業支援
  - ・船越湾、山田湾など漁場のがれき撤去

### ・派遣職員数

年度	H23	H24
派遣人数	1	1

※ 派遣職員数は、平成 23 年度は 6 月 1 日時点、平成 24 年度は 4 月 1 日時点

## イ 主な成果

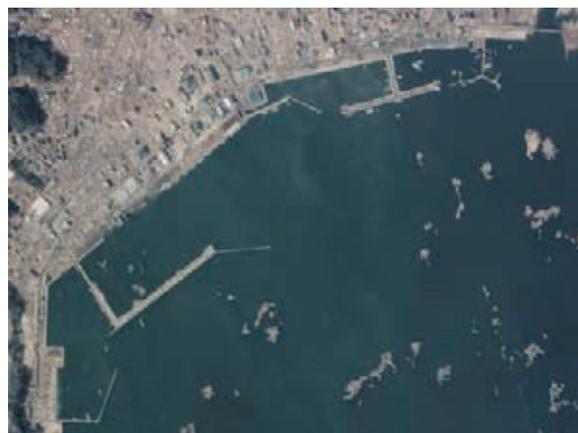
### (ア) 山田漁港における災害査定（平成 23 年度）

漁港施設規模、漁獲量ともに宮古振興センター管内で最大規模の山田漁港において、3kmに及ぶ沿岸部に各種多様の漁業施設、護岸、岸壁、潜堤、防潮堤、離岸堤、導流堤、荷揚場、船揚場及び臨港道路があり、滑動、流出、破損など大小様々な被害を受けた全ての施設において、国による災害認定を受けた。

一年で最も日照時間の短い 12 月、岩手県沿岸部では午後 4 時には真っ暗になる中で、随所に陥没の見られる路面に注意しながら、現場での査定となり、こうした厳しい条件下での査定の結果、山田漁港は、申請額に対して 98%以上の 30 億円超の査定額を獲得することが出来た。



東日本大震災前の山田漁港



東日本大震災後の山田漁港

### 派遣職員の声

- 何物にも代えがたい多くの尊い生命と財産が失われた被災地で、災害復旧事業を通して得たものは、単に災害査定ノウハウ、経験値だけでなく、まさに「百聞は一見に如かず」の格言のとおり、被災地や当事者からしか学べない課題と教訓である。  
連日の徹夜で寝食を忘れて災害復旧業務に従事する県庁職員や、縁の下で力持ちとして、高度な専門知識と技術で行政を忍耐強く支えている全国各地から業務支援に参集したコンサルタント会社の無数の社員の働きを目の当たりにし、そのひとつかたならぬ努力と苦労には頭の下がる思いであった。
- 着任後の激務の 1 箇月を県の職員と共に力を合わせて乗り越えることで、達成感とチームの一員となれたような充実感を感じた。

## (2) 沿岸広域振興局 土木部 岩泉土木センター（平成 23 年度～平成 24 年度）

### ア 組織概要

派遣配属先の沿岸広域振興局土木部岩泉土木センターは、岩泉町と田野畑村の港湾・河川・堤防・県道・橋梁等の岩手県が管轄するライフライン防災施設の補修・管理を行う事務所である。配属職場の河川港湾課では、河川堤防や海岸堤防、砂防水門といった水関係の防災施設の復旧を行っている。

都職員は、管轄する港湾施設の災害復旧業務を行った。主な業務内容は、①災害査定完了後の工事の積算・発注・工事監督、②国土交通省による災害査定後の重要変更、③定期的又は台風通過後の巡回による構造物の確認等である。

・主な担当業務

- ①小本港 災害復旧工事
- ②小本港被災確認の巡回

・派遣職員数

年度	H23	H24
派遣人数	1	1

※派遣職員数は、平成 23 年度は6月1日時点、平成 24 年度は4月1日時点



イ 主な成果

(ア) 小本港における災害復旧工事

本工事では、港に打ち上げられたブロックの撤去、50cm沈下してしまった防波堤、物揚場、埠頭用地のかさ上げ、転倒してしまった防波堤の復旧工事を行った。また、沖にある防波堤の復旧工事も行った。



津波で港に打ち上げられたブロック



震災後の小本港



工事着手3か月後の小本港

派遣職員の声

地震や津波による沈下や損壊に対し、どのように構造や工法を決定して復旧を行うかを経験した。

大規模災害の被災地では、復旧・復興に向けた多くの工事が輻輳しており、原材料、人材、機材の確保が難しくなるといった二次的な問題が発生している。東京で大規模な災害が発生したときは、このような問題を解決できるようにしておく必要があると感じた。

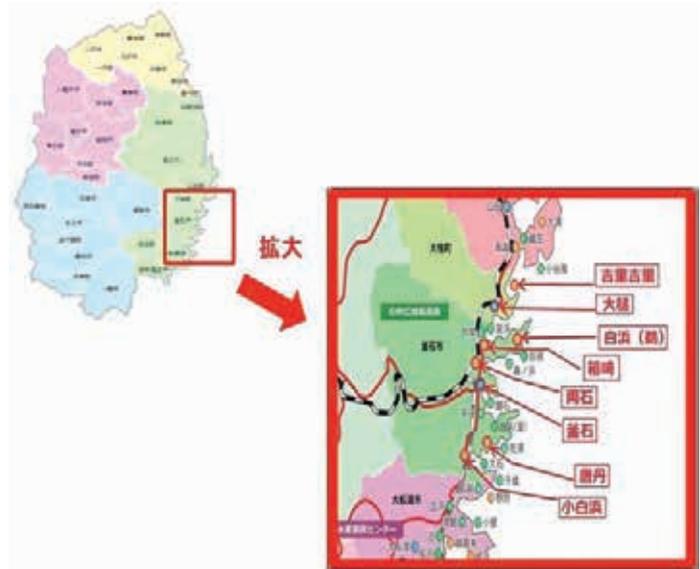
### (3) 沿岸広域振興局 水産部 (平成 31 年度～令和 2 年度)

#### ア 組織概要

沿岸部の基幹産業である水産業は、その各地域の漁港を根拠地として成り立っている。

沿岸広域振興局水産部は、県の沿岸南東部、「鉄と魚とラグビーのまち」釜石市にあり、釜石市及び大槌町の8カ所の県管理漁港を所管している。また、関連する釜石市及び大槌町の9漁港について運営に関する指導を行っている。

都職員は、漁港復旧課で所管する漁港施設の災害復旧業務を行った。内容は、①小白浜漁港の被災した防潮堤の復旧工事監督、②防潮堤堤体工事、陸閘工事、水門工事の施工管理や工程調整、変更設計等、③大槌漁港の津波避難誘導デッキの整備事業等である。



#### ・主な担当業務

- ①小白浜漁港防潮堤 災害復旧工事
- ②大槌漁港津波避難誘導デッキ整備 災害復旧工事

#### ・派遣職員数

年 度	H31 / R元	R2
派遣人数	1	1

※派遣職員数は各年度4月1日時点

#### イ 主な成果

##### (ア) 小白浜漁港防潮堤災害復旧工事

釜石市の南側に位置する小白浜漁港の防潮堤災害復旧工事を行った。

防潮堤堤体工事、陸閘工事、水門工事が並行して行われており、工事の施工管理や工程調整、変更設計等を行うとともに、雨水管、接続道路など付帯施設の復旧工事を行い、令和3年度に竣工した。



震災後の小白浜漁港防潮堤



完成した白浜漁港防潮堤

(イ) 大槌漁港津波避難誘導デッキ整備災害復旧工事

釜石市の北側に隣接する大槌町の大槌漁港において、漁港で作業を行う水産業従事者が津波災害時に迅速かつ安全に高台に避難することが出来るよう、津波避難誘導デッキを整備するとともに、既設道路とつなぐ接続道路を整備した。



工事中の津波避難誘導デッキ



津波避難誘導デッキ完成予想図

派遣職員の声

- 都では担当者が別々に作成している資料が、岩手県では、災害復旧工事に関する資料、数量計算書、積算根拠など工事の原議の中に1つにまとめてある。パソコンの共有サーバも資料が順序立てて整理しており、被災時の写真など過去の資料を難なく探すことが出来る。県庁ともつながっており、担当とのやり取りも容易である。都の業務においても活用できると感じた。
- 震災後、被災地では、家族や仲間を大切にしたい気持ちが強くなったと言われており、今回の派遣によって自分自身もその大切さを感じることができた。今後、温かな気持ちで人と接していきたい。

### 3 水道事業

東日本大震災と津波により 14 市町村の 19 水道事業において被害が発生した。その被害は甚大で、取水施設（井戸、取水ポンプ等）、浄水施設（擁壁・建屋・電気設備）、送配水施設（配水池・送配水管・送配水ポンプ）、給水施設（給水管）といった水道施設全体が壊滅状態となった。

#### (1) 環境生活部 県民くらしの安全課（平成 23 年度～）

##### ア 組織概要

環境生活部県民くらしの安全課は、食の安全・安心、消費生活、生活安全、交通安全、生活衛生のような県民生活に身近な課題について総合的な施策を推進する部署である。

配属先の県民くらしの安全課生活衛生担当は、県内の水道事業の認可、水道施設整備に係る国庫補助事業、井戸水等の飲料水の衛生等、水道事業に係る事務を担当している。

都職員は平成 23 年 8 月から生活衛生担当の「水道施設等復旧応援チーム」に配属され、県内の各水道事業者が計画する水道施設整備計画策定への技術的助言や精査等取りまとめを行い、国庫補助事業として実施できるよう、厚生労働省との協議・調整を行っている。

・主な担当業務

- ①被害を受けた14市町村における応急復旧事業の災害査定
- ②災害査定の特例による協議設計(右図:7市町村、18事業)
- ③補助率の決定(東日本大震災財特法第3条により補助率が決定)
- ④まちの復興計画を勘案した水道施設等の災害復旧事業

特例災害査定対象の7市町村



・派遣職員数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
派遣人数	4	3	2	2	2	2
年度	H29	H30	H31 / R元	R2	R3	R4
派遣人数	2	1	1	1	1	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点(平成23年度は平成24年1月1日時点)

イ 主な成果

(ア) 水道施設の応急復旧事業

平成23年度に14市町村(洋野町、久慈市、野田村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、奥州市、遠野市及び一関市)の17事業において、「東日本大震災に係る水道施設等災害復旧費国庫補助」を受けて応急復旧事業(一部本復旧)を実施した。

また、平成24年度に4市村(田野畑村、釜石市、大船渡市及び陸前高田市)の5事業において、復旧事業を実施した。

災害査定による被害額

(単位:千円)

事業数	取水施設	貯水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設	調査関係	計	
平成23年度	17	461,798	624	57,657	890,015	164,307	937,124	93,976	17,024	2,622,525
平成24年度	5	-	-	-	44,626	33,809	19,184	-	-	97,619
合計	22	461,798	624	57,657	934,641	198,116	956,308	93,976	17,024	2,720,144

(イ) 災害査定の特例による協議設計

通常の災害復旧事業では、被災した施設の原形復旧を原則としているが、甚大な被害のあった東日本大震災では、復興事業によりまちの形態が大きく変わるとともに復興計画を策定中のため水道施設の復旧方法を確定することができず、災害査定の実施が困難な状況であった。

このため、特例として、被災した水道施設を原形復旧するものとして災害査定を受け、復旧方法が確定するまでは事業の実施を保留し、復旧方法は申請者と厚生労働省で協議して決定する「協議設計」という手法がとられた。岩手県内では7市町村(野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市)の18事業において特例による災害査定を実施した。

特例に係る災害査定

(単位:千円)

事業数	取水施設	貯水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設	調査関係	計
18	0	224,024	280,440	0	621,220	17,729,718	2,540,189	415,086	21,810,677

(ウ) 補助率の決定

災害査定で算出された原形復旧費用を基に、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第3条により補助率が決定された。

東日本大震災財特法第3条による補助率

	洋野町	久慈市	野田村	普代村	田野畑村	岩泉町	宮古市	山田町	大槌町	釜石市	大船渡市	陸前高田市
補助率 (%)	80	80	88.8	86.1	86	80	87.7	89.4	89.3	88.3	88.7	89.5

(エ) まちの復興計画を勘案した水道施設等の災害復旧事業

特例では、復興計画を勘案した水道施設等の災害復旧事業は、原形復旧が不可能、困難、又は不適当な場合に該当するものとし、計画給水量の増加は認められない条件で、位置、形状等に変更することが可能とされた。

各水道事業体では、この条件の下、土地区画整理事業や高台移転などのまちの復興計画に対応した水道施設整備の全体計画を策定し、着手する必要がある箇所から厚生労働省と協議して災害復旧事業を行った。

平成24年度から順次、7市町村18事業の上水道事業の実施計画協議を行い、部分着手のための実施保留解除をして、水道施設等の災害復旧工事を開始した。

〈陸前高田市 高田地区被災市街地復興土地区画整理事業〉



水道復旧事業実施中（平成29年9月）



水道復旧事業完了済み（平成30年9月）

〈大槌町（町方地区）都市再生区画整理事業〉



水道復旧事業実施中（平成29年9月）



水道復旧事業完了済（平成30年）

## 派遣職員の声

- 水道施設の耐震化を実施済の配水池、水道管等については震災による被害は少なかった。東京都でも大地震に備え、迅速な耐震化計画を実施する必要性を改めて認識した。  
震災後の早期復旧には、水道施設の最新情報（構造図、管網図等）を整理・管理しておくことが重要である。震災に備え、水道施設の情報をいつでも・誰でも確認できる環境の構築が必要であると考えさせられた。  
また、震災時は各自治体、ボランティア等、多数の応援を受け入れる体制を整備しておくことが必要と感じた。
- 水道は生活に欠かせないライフラインのひとつである。自分が関わった水道施設の復旧が被災者の方々の新しい生活の支えとなったことをうれしく思う。

## 4 復興計画等

## (1) 概要

岩手県復興局は東日本大震災からの復興を推進するため、平成23年4月に設置された組織であり、立ち上げ当時、総務課、企画課、まちづくり再生課、産業再生課及び生活再建課の5課で構成され、都は平成23年度から延べ30名を超える職員を派遣した。

## ・派遣職員数

## 復興局生活再建課

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
派遣人数	4	3	2	2	2	1

## 復興局復興推進課（旧復興局企画課）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元
派遣人数	3	3	2	2	2	3	2	2

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は平成24年1月1日時点）

## (2) 取組実績

## ア 復興局生活再建課

## (ア) 民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の管理

東日本大震災では被害が広範囲にわたって被災者も多数に上り、建設型の応急仮設住宅（いわゆるプレハブ仮設住宅）のみでは全ての必要戸数を確保できないため、民間の賃貸住宅や空き家となった一戸建て住宅を県が借り上げ、「みなし仮設住宅」として供与している。この「みなし仮設住宅」の管理や賃料の支払い及び入居者のトラブル対応に従事した。

## (イ) 応急仮設住宅の目的外使用の管理

被災地では、復興計画の進行により、働き手が増えていたものの、その住居の確保に苦慮していた。主に沿岸地域の市町村から住居確保の要望がある一方で、プレハブ仮設住宅を退去する被災者が徐々に増え、プレハブ仮設住宅に空き住戸が出てきた。こうした状況を受けて、平成26年4月から、その空き住戸を労働者の住居として活用するため、被災者以外の方でも一定の要件を満たす方（地元に戻りたい、被災地で就職した、まちづくり事業により一時的に転居が必要との事情で住む住居がない方）に、プレハブ仮設住宅の空き部屋を「目的外使用」させる制度を開始した。

入居希望者が市町村に申込みを行い、それに基づき、市町村がプレハブ仮設住宅の所有者である県に応急仮設住宅の目的外使用を申請し、県がその申請を審査して使用を許可するという事務の流れであった。この中で、都職員は審査業務に従事した。

#### (ウ) 相談支援業務

県内外の各地で開催される相談・交流会に出席し、避難者の方々との相談対応や意向調査、生活再建に向けたニーズの把握等を行った。また、全避難者世帯を対象にしたアンケート調査の結果に基づく戸別訪問の実施のほか、遠隔地からの相談に対応するための「岩手県庁被災者専用相談ダイヤル」の運営等を担当した。

#### (エ) 被災者への情報提供

県内陸部や県外に避難している方々に対して生活再建に関する様々な支援制度や相談窓口情報を提供するため、必要な情報を集めた冊子「暮らしの安心ガイドブック」や「いわて復興だより」等を郵送して情報提供を行った。また、県公式ホームページの更新も併せて行った。

### イ 復興局復興推進課（旧復興局企画課）

#### (ア) 復興の進捗状況の管理

道路復旧やがれき除去が進み、被災地も落ち着きを取り戻してくると、県民の関心は今後の復興がどうなるのかに移った。しかし、今回の震災は被害の範囲が広く、県の復興事業数も441と非常に多数に上るため、県民にとっても、復興を進捗管理する行政にとっても、復興事業がどのような状況となっているのか全体像を把握することが難しくなっていた。そこで、441復興事業の中から、がれき撤去や診療所開設等、多くの方が関心のある復興事業については、毎月その進捗状況を公表することとし、事業ごとの進捗率を一つの冊子にまとめ、復興の現状を俯瞰して把握できるよう取り組んだ。

#### (イ) いわて復興ウォッチャー調査に関すること

復興を県民と一体となって進めていくためには、行政側のアウトプットだけではなく、復興の現状に対する県民の実感を行政側にインプットするというキャッチボールが必要となる。そこで、沿岸部に居住する者及び就労する者に対し、被災地域の復興について日常生活や経済動向の面から、復興状況を定期的にモニターする「いわて復興ウォッチャー調査」を実施した。第1回の調査では、「あと1年で仮設住宅を本当に出られるのか」「がれきは山積みのまま」「防潮堤がなく恐怖を感じる」等、被災地の切実な現状を訴える声が多数届いた。

#### (ウ) 復興交付金業務

東日本大震災復興特別区域法では、震災で著しい被害を受けた地域の復興を迅速に進めるため、高台移転事業や漁業集落整備といった文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省の5省が所管する40事業について、被災自治体は国からの復興交付金を活用することで、負担ゼロで実施できることとなった。

この復興交付金が交付されるためには、各市町村がそれぞれ復興交付金事業計画を作成し（岩手県では県と沿岸12市町村が共同作成）、復興庁による審査等を受けた後、復興庁からの通知に基づく事業計画の修正、5省からの交付金交付手続等多くの手順を踏まなければならない。円滑に交付金が交付され事業が一日でも早く進捗できるよう、事業計画の作成及び修正作業に取り組んだ。

## 派遣職員の声

将来首都直下地震の発生が予想される東京においても、復興事業をいかに進捗管理するかという問題は今から研究しておく必要がある。特に東京は、人口、産業等が高度に密集し、その権利関係も複雑となっていること、復興事業数が膨大な数となる可能性があること、隣県との調整も不可欠であること等の要因から、復興のための意見集約は難航し、そのため評価指標のあり方も複雑化することが予想される。復興事業の効率化と住民一人ひとりの尊重という、相反する目標をいかに折り合わせるか、評価の方法について選択肢とそのメリット、デメリットを研究しておく必要がある。

## 5 区画整理

岩手県及び沿岸市町村は、復興まちづくり計画等において土地区画整理事業を検討していたものの、公共施設と宅地の整備を一体的に取り扱う土地区画整理事業には特に専門性が求められるが、事業を実施する市町村及び事業認可等を実施する県において、専門職員が不足していたことから、都は、岩手県県土整備部へ技術系職員を派遣した。

## (1) 県土整備部 都市計画課 (平成 23 年度～令和 3 年度)

## ア 組織概要

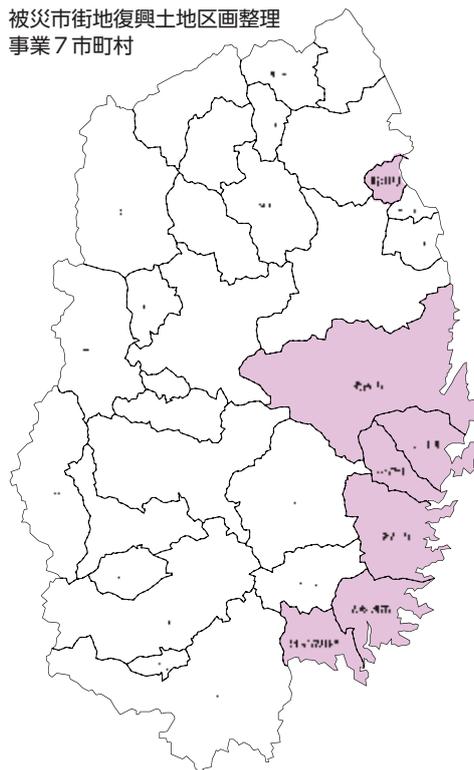
県土整備部都市計画課は、都市計画（街路、公園、市街地整備等）や開発行為・建築許可に関する業務、景観・屋外広告に関する業務を行うとともに、復興関連事業（区画整理、津波復興拠点、防災集団移転等）に関する業務を行っている。

配属先の都市計画課まちづくり担当は、まちづくりの総合的な支援を行っており、市町村が施行する土地区画整理事業への補助金業務、景観形成の企画調整・屋外広告物許可等を所管している。被災市町村の復興まちづくりとしては、防災集団移転促進事業、市町村が実施する被災市街地復興土地区画整理事業や津波復興拠点整備事業に関する都市計画及び事業計画の決定・変更、進行管理の業務を行っている。これらは、国から復興交付金を交付されて施行するもので、国土交通省・復興庁・県庁内等の関係機関協議、連絡調整や現場視察対応、進捗状況報告等も行っている。

## • 主な担当業務

- ① 都市計画決定・事業許可（事前）協議
- ② 都市計画決定・事業許可（本協議）協議（震災復興土地区画整理事業）
- ③ 被災市街地復興土地区画整理事業（図：7市町村 19地区）
- ④ 津波復興拠点整備事業（6市町 10地区）
- ⑤ 防災集団移転促進事業（45地区 88団地）

被災市街地復興土地区画整理事業7市町村



・派遣職員数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2	R3
派遣人数	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は平成24年1月1日時点、平成30年度は7月1日時点）

イ 主な成果

(ア) 被災市街地復興土地区画整理事業（平成23年度～令和3年度）

主に津波で甚大な被害を受けた市町村の中心市街地や一定の都市機能が集積した地域において、一定の計画人口（40人／ha）以上を有する居住系区域の土地をかさ上げし、そこに新たに災害に強いコンパクトな市街地を形成するため、都市計画決定と事業認可手続を経て土地区画整理事業を実施した。

当初は、平成24年度内に全ての地区で都市計画決定が完了することを目標に手続を進めたが、津波で甚大な被害を受けた市町村では、利害関係者が多く、住民の合意形成や権利調整に時間がかかったことなどから、19地区のうち15地区で都市計画決定を終えるに留まった。しかし、その後、残る地区についても順次事業認可を得て、令和3年度末までに、計画していた7市町村19地区4,911区画の全ての土地区画整理事業を完了した。

〈岩手県山田町 山田地区 土地区画整理事業・津波復興拠点整備事業〉



山田町 陸中山田駅周辺（平成23年8月撮影）



山田町 山田地区（令和2年6月 山田町提供）

(イ) 津波復興拠点整備事業（平成23年度～令和3年度）

被災した市町村の中心市街地では住宅や業務系の施設のみならず、学校・医療施設・官公庁施設といった公的施設も甚大な被害を受けている地域が多く、地域全体の復興を先導する拠点として、これらの施設の機能を一体的に有する市街地を緊急に整備し、その機能を確保することが喫緊の課題になっていた。こうしたことから、津波復興拠点整備事業は、新たに創設された制度である。

この事業は、今回の津波で甚大な被害を受けた市町村の中心部において、津波からの防災性を高め、被災地の復興を先導する拠点となる市街地の形成を支援するものである。一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定し、事業認可が必要となることから、国土交通省と密に連絡・調整を行いながら、津波で甚大な被害を受けた市町村の指導・事業推進を図り、令和3年度末までに、計画していた6市町10地区の全ての津波復興拠点整理事業を完了した。

## 〈陸前高田市 高田地区 被災市街地復興土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業〉



津波被害建物の様子（平成 24 年 5 月撮影）



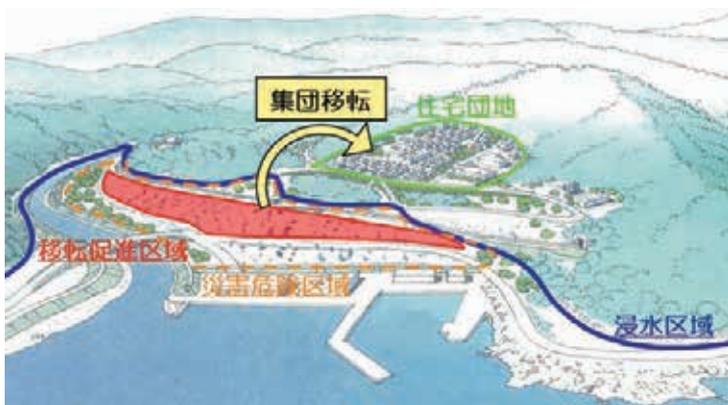
土地区画整理、津波復興拠点整備事業（令和 2 年 12 月 陸前高田市提供）

## 〈ウ〉防災集団移転促進事業（平成 23 年度～平成 30 年度）

防災集団移転促進事業とは、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、地方公共団体が高台などに住宅団地を造成し、住民の居住に適当でない区域（建設基準法に規定する「災害危険区域」）にある住居の集団的移転を促す事業である。

県内では、被災7市町村において防災集団移転促進事業を実施しており、岩手県は①防災集団移転促進事業の進捗に係る市町村支援、②高台移転団地における住民主体による街づくり活動の支援、③生活再建支援事業（被災宅地復旧工事）を行い、市町村の事業を支援し、平成 30 年度末までに7市町村 88 団地の全てが完了した。

## 〈宮古市 田老地区 防災集団移転促進事業〉

防災集団移転促進事業の模式図  
(国土交通省発行パンフレットを基に作成)宮古市 田老三王団地（写真手前）  
（令和 2 年 12 月撮影 宮古市提供）

## 派遣職員の声

- 岩手県内での復興土地区画整理事業は、震災から 10 年以内に全地区で宅地の引渡しが完了した。土地区画整理事業に携わる職員としては、驚異的なスピードで事業が進行したと感じているが、被災した方々からすればとても長い時間であるのも間違いない。宅地整備を待てずに地区外で生活再建を行った被災者がいることや、事業途中に権利者が亡くなった後、地区外で生活している方に相続された土地がある等の理由により、整備・供給した宅地が空き地になっているところが目立っている。

令和 2 年 12 月時点で、岩手県内の復興土地区画整理事業で整備した宅地の利用率は、面積ベースで 5 割程度に留まっており、まちづくり事業は完結しても、まちの再生が完結したとは言えない状況にある。

土地区画整理事業に代表されるまちづくり事業は「インフラの整備」に過ぎない。インフラを整備した後、まちの再生のためには、移住定住支援・産業振興・学校教育等の各施策について複合的に取り組む必要があると感じた。

- 災害公営住宅への入居が始まり、近くを通るたびに洗濯物を干した家が増えていくのを見ると、街が再建されていくのを実感し、ほっとした気持ちになった。一方で、被災した方々がまちづくりに求めるスピードと復興事業の進捗にはギャップがあり、被災者の要望に十分に応えきれない歯がゆさも感じた。
- 担当地区の土地区画整理事業が完成に近づき、家が建ち並び、商業施設が整備されて、まちが賑わってくる様子を見ると、頑張ってた良かったと思ったり、やりがいを感じた。
- 業務（認可手続等）を進めていくことで担当地区が1つずつ事業完了していくのを見ることができ、達成感を感じるとともに、微力ながらも派遣職員としての責任を果たすことが出来たと思う。

## 6 用地取得

### (1) 概要

岩手県の用地取得分野については、都からは沿岸広域振興局土木部用地課及び収用委員会事務局に職員を派遣した。沿岸広域振興局は、北は田野畑村から南は陸前高田市までの沿岸市町村を中心に管轄しており、このうち釜石市及び大槌町は沿岸広域振興局土木部が担当し、その他の市町村は岩泉、宮古、大船渡の各土木センターの担当となっていた。

収用委員会は、公共の利益の促進と私有財産との調整を図るため、土地収用法に基づき、各都道府県に設置された行政機関である。事業者からの裁決申請を受け、公平中立な立場で審理や調査などを行い、事業者と土地所有者等の双方から意見や申立を聞きながら審理を行い、収用する土地の区域や損失の補償が適切かどうかなどについて、事務を行っている。

#### ・派遣職員数

##### 沿岸広域振興局土木部用地課

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
派遣人数	2	6	4	4	3	1

##### 収用委員会事務局

年度	H29	H30	H31 / R元
派遣人数	1	1	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点

### (2) 取組実績

#### ア 沿岸広域振興局土木部用地課

##### (ア) 事業における用地取得及び物件補償完了、保安林解除申請書類手続

- 一般県道吉里吉里釜石線（室浜）地域連携道路整備事業（事業用地面積：9,182.52m<sup>2</sup>）において、34件分の地権者に対し、用地取得や物件補償、保安林解除申請手続などを行った。
- 鵜住居川・片岸海岸防波堤事業において、土地所有者不明、相続人多数などの理由で、用地取得が困難な地域があったが、地元市町村と連携を図りながら、職員が一丸となって復旧・復興の推進に取り組んだ。



片岸海岸（被災前）



片岸海岸（被災後）

## イ 収用委員会事務局

一般国道 45 号線、国道 106 号線、国道 342 号線の改築工事に係る収用を行った。

### 派遣職員の声

- 赴任してから強く感じたことは、土地所有者の居所が不明、相続未処理などの理由により、事業用地の取得が困難であり、復興が思うように加速しないことであった。  
実際に被災した場合、自治体組織の混乱、職員の疲弊は想像以上であり、また復興が遅れば遅れるほど被災者の失望感は強くなった。  
目に見える形で復興を加速化させること、明るい話題を提供していくことが、行政としての役割であり、被災者及び被災自治体の元気の源になった。
- 収用委員会事務局においては、裁決申請等の事前段階から裁決に至るまでの通常6か月前後の期間、自らが中心となって担当する収用案件に関する事務を行うことになった。  
当初は、土地収用法を始めとした関係法令の知識が乏しく資料作成のマニュアル等もない中、手探りで資料を作成しなければならず、十分な資料を作成することができないことも多くあった。そこで、周囲の職員の方々の意見を聴き、過去の資料を参照するとともに、自らが担当する案件について十分な説明が委員会において行えるかを意識して作成することで、資料の質を高めることができた。  
最終的に、担当する収用案件が委員会において、採決になった時には達成感を感じた。

## 7 産業再生

### (1) 概要

都は、被災自治体の産業再生等を支援するため、岩手県復興局や商工労働観光部へ平成 24 年度から毎年職員を派遣してきた。

#### ・派遣職員数

復興局まちづくり再生課（旧産業再生課）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2
派遣人数	1	1	1	1	1	1	1	1

商工労働観光部経営支援課

年度	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2	R3	R4
派遣人数	1	2	2	3	2	2	2	2

商工労働観光部定住促進・雇用労働室（旧雇用対策・労働室）

年度	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2	R3	R4
派遣人数	1	2	2	2	1	1	1	1

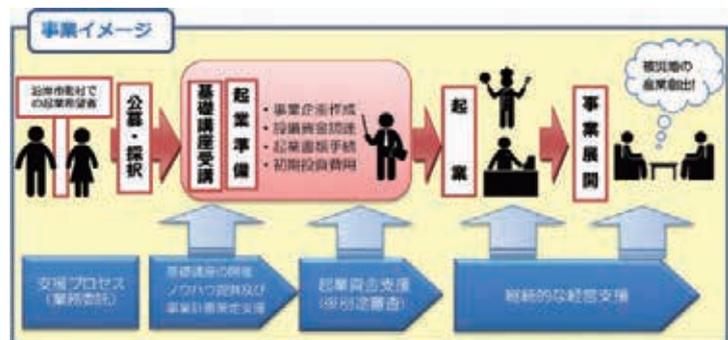
※ 派遣職員数は各年度4月1日時点

(2) 取組実績

ア 復興局産業再生課

(ア) さんりくチャレンジ推進事業

被災地での復興まちづくりに合わせた「なりわいの再生」を図るため、沿岸12市町村で起業や新事業への進出にチャレンジする方を対象に、事業計画の策定から起業等に要する初期費用、資金調達や販路開拓まで総合的に支援する事業である。具体的な支援内容は、①起業仲間や地域の事業者、支援機関・団体との交流会を、地域別・業種別など多様な形態で開催する交流・連携支援、②地域の支援機関・団体が、事業計画の策定について相談対応や助言・指導等を行う寄り添い型の事業化支援、③事業計画の熟度が十分高まったと判断される起業家等に対し、県が備品等の購入補助を行う初期費用支援、④インターネットを通じた新たな資金調達手法（クラウドファンディング）に係る説明会の開催、個別の助言などによる資金調達支援、⑤首都圏の協力企業等と連携し、起業家等をはじめとする沿岸事業者の商品PR、ビジネス商談会の開催等を行う販路開拓支援となっている。



補助金を活用して開店した店舗

(イ) 産業再生特区に関する業務

復興特別区域法に基づく復興特区制度を活用し、被災地域における経済の活性化や産業の集積等による雇用機会の確保・創出を図っている。対象となる業種を営む事業者が、岩手県の指定等を受けることで、次の税制優遇措置を受けることができる。

- ①設備投資減税 ②雇用減税 ③新規立地促進税制 ④開発研究用資産減税 ⑤地方税減免

県の具体的な業務内容としては、事業者の指定や設備投資等の実績審査（延べ約700件）を行い、認定書を発行すること、この制度を県内事業者へ広く周知することが主な内容となる。

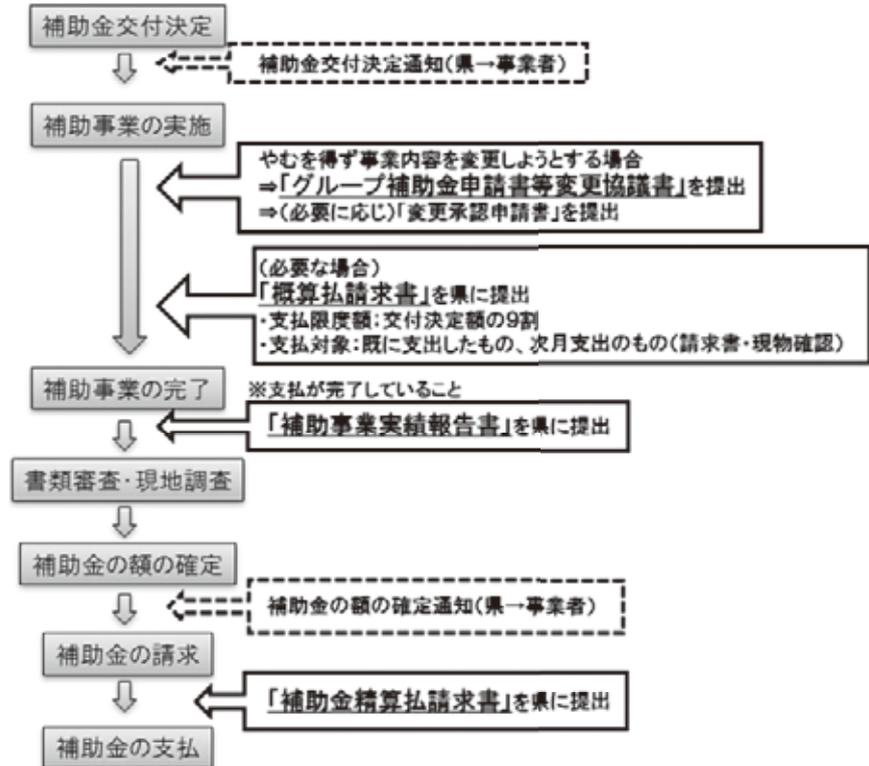
## イ 商工労働観光部経営支援課

## (ア) 中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（グループ補助金）に関する業務

グループ補助金とは、東日本大震災津波によって被害を受けた中小企業者等が震災津波前の状態に復旧するために要する経費に対し、概ね3/4を補助する制度である。被災事業者がグループを組み、復興事業計画が、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に対して国が1/2、県が1/4を補助する。

補助金の支払に当たっては、中間・完了検査等を行う必要があり、沿岸部への出張が度々ある。検査を実施せずに補助事業を完了することはできないため、補助事業者から事業完了の実績報告書の提出があるたびに、片道2時間かけ沿岸部に行き、完了の現地検査を行う必要があった。

グループ補助金の流れ（補助金交付決定から補助金支払まで）



## ウ 商工労働観光部定住促進・雇用労働室

## (ア) 事業復興型雇用創出助成金に関する事務

被災地の安定的な雇用を創出するため、岩手県内の沿岸12市町村に所在する事業所が被災三県の求職者を雇用した場合、一人当たり3年間で最大120万円を支給する。

また、この創出助成金を拡充した制度に、事業復興型雇用確保助成金が設けられた。創出助成金と同様に、沿岸12市町村に所在する事業所が求職者の雇入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成した場合に1事業者当たり年間最大240万円を支給するものである。

## 派遣職員の声

- 復興が長期化した状態を見据え、①申請書類の電子化、②災害応援の受入れ態勢の強化が重要であると感じた。特にグループ補助金の様式類は紙で管理されることが多く、県民との書類の授受や資料の保存を考慮すると、電子管理の必要性を感じた。また、災害応援を円滑に受け入れるために、対応経過や進捗状況を一元的に管理し、応援要員が交代しても速やかに状況把握ができるシステムを災害前に検討しておくことも大切だと感じた。
- 東京都で大規模な震災が発生し、他の自治体職員の応援を要請することになった場合も、応援職員が一日でも早く職場に馴染める環境や実践的なマニュアルは必要不可欠なものになると思われる。日々の業務を遂行する中で気軽に相談できる明るい職場づくりに心がけるとともに、既存のマニュアル類については、常に見直しを行い、効率的な事務処理を心がけることの重要性を改めて感じた。

## 8 医療・福祉等

### (1) 概要

東日本大震災の発災により、都は平成23年8月1日から平成24年度末にかけて、岩手県保健福祉部へ職員を派遣し、民生部門・保健医療部門の企画立案等業務の支援を行った。

#### ・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
保健福祉部 保健福祉企画室	平成23年度 平成24年度	2名 1名	民生部門・保健医療部門の企画立案、医療計画の作成、保健所業務の管理など
保健福祉部 長寿社会課	平成23年度	2名	介護保険に関する市町村支援、介護支援専門員の登録や更新、介護保険施設の指導・監督
保健福祉部 障がい保健福祉課	平成23年度	1名	「こころのケアセンター」の開設業務

### (2) 取組実績

#### ア 保健福祉部保健福祉企画課

##### (ア) 医療施設静態調査・患者調査の取りまとめ

医療施設静態調査は、基準日における医療施設の分布及び整備の実態を把握し、患者調査では医療施設を利用した患者の傷病等を明らかにすることを目的として厚生労働省が統計法に基づき、3年ごとに実施するものであり、それぞれの調査の取りまとめを行った。

##### (イ) 在宅医療推進に向けた有識者懇話会の企画・準備

岩手県で在宅医療に関わる有識者から意見を聴く懇話会を開催するため、委員の選定や会議資料の準備を行い、懇話会を開催した。

#### イ 保健福祉部長寿社会課

##### (ア) 介護保険災害臨時特例補助金の申請

##### (イ) 介護雇用プログラム事業の申請・受付

##### (ウ) 被災地における人材確保事業の申請受付、契約、支払い

##### (エ) 被災状況調査の取りまとめ

#### ウ 保健福祉部障がい保健福祉課

##### (ア) 「こころのケアセンター」の開設

「こころのケアセンター」は、震災により、つらい経験をされた被災者の精神的負担を解決するため、震災直後から長期にわたる専門的なケアを実施するため設置された施設である。全県の中核となる「岩手県こころのケアセンター」に加え、沿岸4地域に「地域こころのケアセンター」を設置した。

## 派遣職員の声

- 在宅医療推進に向けた有識者懇話会の開催準備に当たり、都福祉保健局での在宅医療に関する各種補助事業やモデル事業を参考に、岩手県の地域の実情に応じて事業を構築していった。
- 国の介護保険災害臨時特例補助金は、急遽策定された補助金であったため、制度の解釈や運用方法など詳細が決まっていなかったため、保険金額の算出など、保険者との調整が難しいものとなった。また、県の事情や介護保険制度に精通していなかったため、国との間で調整が難しかった。
- 「こころのケアセンター」開設に向け、どのような活動をしていくのか。またどの程度の医療ニーズがあり、医療機関に外来設置を求めていったらよいのか、など地域によって違いがあり、地元の要請に応えた柔軟な対応が求められた。また、精神科医、精神保健福祉士、臨床心理士などの医療専門人材の確保も難しい問題だった。

## 9 廃棄物処理

## (1) 概要

東日本大震災の発生に伴い、東北地方沿岸部各地域に津波が押し寄せ、多くの災害廃棄物が発生した。都は、平成23年5月に「東京緊急対策2011」において、災害廃棄物受入れを表明し、同年7月に「東京都災害廃棄物受入処理事業実施要綱」を作成、災害廃棄物処理受入スキームを構築した。その後、岩手県及び宮城県と東京都との間で、災害廃棄物の受入れに係る基本協定を締結し、それぞれ東京都への受入れ処理が開始された。

沿岸部の街には、がれきなどの災害廃棄物が散乱しており、岩手県では早急な処理を目的として、廃棄物特別対策室が新設され、平成24年度に、都から職員を1名派遣した。

## ・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
環境生活部 廃棄物特別対策室	平成24年度	1名	① 災害廃棄物の広域処理（経理事務）に関すること ② 家電リサイクル法に基づく、災害廃棄物の処理に関すること

〈大船渡市赤崎小学校仮置場の様子〉



平成23年5月撮影



平成24年6月撮影

## 派遣職員の声

覚書等の締結や試験処理、本格処理開始等が報道されるたびに、1日10件程度の広域処理受入れ反対の電話がかかってきた。こうした苦情に対しては、①岩手県内でできる限り処理する方針であること、②リサイクルできるものについては可能な限りリサイクル処理にまわしていること、③それでも処理しきれないものについて放射能等の安全性を十分確認した上で広域処理をお願いしていることなどを丁寧に説明した。

## 10 税務・家屋評価業務等

### (1) 概要

被災地では東日本大震災の津波により、家屋等が全壊又は半壊となるなどの甚大な被害が発生したが、がれき撤去等の復旧作業が終わり、復興が進むにつれ、整地された土地に家屋が次々と再建された。平成24年頃からは家屋の新築再建が急増し、その後もかさ上げ・土地区画整理事業が進み、安全な新築用地が確保された。このような状況の下、都からは、平成26年度から令和2年度まで、被災地域を管轄する沿岸広域振興局の県税室に毎年1名の職員を派遣した。

#### ・派遣職員数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2
派遣人数	1	1	1	1	1	1	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点

### (2) 取組実績

建物（家屋）について、不動産取得税（都道府県税）及び固定資産税（市町村税）の税額の根拠となる固定資産の価値『評価額』を決定する事務で、沿岸広域振興局管内では、県が非木造家屋、市町村が木造家屋の評価を担当している。



家屋評価調査中の現場

#### 派遣職員の声

今後、都で大災害が発生した場合も、全国の自治体から多くの派遣職員を受け入れ、復旧・復興に携わってもらいたいと思う。その際、派遣職員は派遣元自治体と都との仕事の進め方の差異に戸惑うことになると思う。

派遣職員が持てる力を十全に発揮してもらうためには、早期にその差異を解消する必要が生じる。そのために、派遣職員向けの業務マニュアルを作成することや、派遣職員向けの研修を行うこと、派遣職員が行うべき業務内容を簡明にすること等、「受援力」を鍛えておくことが重要だと、1年間の被災地派遣を通じて感じた。

## 11 その他

災害からの復旧・復興に係る広報業務を支援するため、平成23年8月から平成24年3月末まで秘書広報室広聴広報課へ1名の職員を派遣した。

#### ・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
秘書広報室 広聴広報課	平成23年度	1名	災害からの復旧・復興に係る広報業務